

平成30年度山形県有機エレクトロニクス総合支援事業費補助金（共同開発支援事業） について

1 事業内容

本県における有機エレクトロニクス関連産業の集積を図るため、山形大学と有機エレクトロニクス産業に関する共同開発を行う企業を支援する。

2 補助対象事業者 【要領第3条】

県内企業 ※県外企業が県内の事業所で実施する場合等を含む。

3 事業の要件、補助対象経費、補助率等について 【要領第5条】

(1) 要件

- ① 山形大学との共同により、有機エレクトロニクスに関する実用的な製品や技術を開発するプロジェクトであること。
- ② 補助金の交付申請に際しては、あらかじめ、開発プロジェクトについて山形大学と協議すること。
- ③ 実施企業は、平成35年度末（2024年3月末）までに本事業の成果の事業化により、県内での付加価値増加及び雇用増加に取り組むこと。

(2) 補助対象経費

企業が共同開発費として山形大学に納付した次の経費

- ① 材料費や消耗品費
- ② 光熱水費
- ③ 設備・研究開発室使用料
- ④ 設備備品費
- ⑤ 外注加工費
- ⑥ 指導受入費・評価委託費
- ⑦ その他共同開発に必要なものと認められる経費

(3) 補助率

1/2以内（県内企業以外の企業にあつては1/3以内）

(4) 補助上限額

1,500千円

4 申請期間 【要領第7条】

交付要綱制定後、申請は随時受け付けものとする。ただし、平成31年2月28日までに確実に事業が完了することを条件とする。なお、予算額に達した時点で募集を終了する。

5 採択 【要領第10条】

採択は随時行うものとする。申請後の採択・交付決定を迅速に行うため、審査会等は設けず、下記基準を総合的に勘案し採択する。

- ① 研究開発の成果が見込めること。
- ② 事業計画の成果到達の期間が妥当であること。
- ③ 研究開発の成果が県内産業の活性化につながること。
- ④ 事業を円滑に遂行するための体制を有していること。